

令和2年度

第1回古河市公共交通活性化会議資料



古河市公共交通活性化会議

[目 次]

	件 名	ページ
議案第 1 号	令和元年度古河市公共交通活性化会議事業報告について	1
議案第 2 号	令和元年度古河市公共交通活性化会議歳入歳出決算について	3
	(監査報告)	5
議案第 3 号	令和 2 年度古河市公共交通活性化会議事業計画 (案) について	6
議案第 4 号	令和 2 年度古河市公共交通活性化会議歳入歳出予算 (案) について	7
議案第 5 号	古河市地域公共交通網形成計画実施事業の評価について	9
認定第 1 号	古河市公共交通活性化会議財務及び会計に関する規程の改正について	13
報告第 1 号	古河市公共交通利用者アンケート結果報告について	16
報告第 2 号	古河市循環バス停留所の設置場所一部移設について	18
	(参考資料)	
	古河市公共交通活性化会議設置要綱	19
	古河市公共交通活性化会議財務及び会計に関する規程	22
	令和 2 年度 第 1 回古河市公共交通活性化会議委員名簿	25

議案第1号

令和元年度古河市公共交通活性化会議事業報告について

期 日	区 分	場 所	内 容
4月～3月			<ul style="list-style-type: none"> ・デマンド交通「愛・あい号」運行 ・循環バス「ぐるりん号」運行
4月25日	第1回 ワーキング チーム会議	総和庁舎第2 庁舎会議室2	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーキングチーム設置について ・循環バスの再編（次年度契約）について ・意見交換
6月17日	第1回 活性化会議	(書面協議)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度事業報告及び歳入歳出決算について ・令和元年度事業計画及び歳入歳出予算について
7月29日	第2回 活性化会議	古河庁舎3階 全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・古河市高齢者運転免許証返納等支援事業について ・「ぐるりん号」無料の日の実施について ・令和2年度古河市循環バス運行事業について
9月12日	第2回 ワーキング チーム会議	古河庁舎204 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度循環バス運行事業委託契約の仕様について
10月1日	第3回 活性化会議	古河庁舎3階 全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・古河市循環バス新規運行コース及び運行ダイヤ、運賃(案)について ・古河市循環バス運行コース及び運行ダイヤの一部改正(案)について ・古河市循環バス運行事業者選定(案)について
10月12日 及び13日	ぐるりん号無 料の日	全5コース	
10月25日	循環バス運行 事業者選定	古河市役所総 務課内	指名競争見積合せ <ul style="list-style-type: none"> ・道の駅・三和庁舎コース ・通勤通学コース、総和庁舎病院コース
10月31日	循環バス運行 事業者選定	古河市役所総 務課内	指名競争見積合せ(再見積もり) <ul style="list-style-type: none"> ・福祉の森・病院コース、西コース、南コース
11月2日 及び3日	ぐるりん号無 料の日	全5コース	
1月20日	第4回	(書面協議)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度地域公共交通確保維持改善事業に関する

期 日	区 分	場 所	内 容
	活性化会議		事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）（案）について ・ぐるりん号無料の日の実施結果について
2月10日	第5回 活性化会議	（書面協議）	・古河市循環バス運行事業規程の一部改正（案）について ・古河市循環バス運行事業者選定結果報告について
2月17日～ 3月13日	公共交通利用者アンケートの実施	ぐるりん号及び愛・あい号 車内配布	・「ぐるりん号」利用者アンケート ・「愛・あい号」利用者アンケート

令和2年6月16日

古河市公共交通活性化会議
会 長 針 谷 力

議案第2号

令和元年度古河市公共交通活性化会議歳入歳出決算について

1 歳入

(単位:円)

款	項	目	当初予算額	補正額	予算現額	収入済額	比較	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	135,775,746	0	135,775,746	135,775,746	0	<ul style="list-style-type: none"> ・市活性化会議負担金 500,000 ・運転免許返納事業負担金 3,000,000 ・デマンド交通運行事業市負担金 50,546,000 ・循環バス(東、西、南)運行事業市負担金 50,443,182 ・循環バス(通勤通学、市役所本庁・病院)運行事業市負担金 29,953,174 ・その他の経費に係る負担金 1,333,390 (バスロケ使用料、予備車両等)
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	0	0	0	0	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	0	0	0	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	1,000	0	1,000	44	△956	・預金利子 44
計			135,776,746	0	135,776,746	135,775,790	△956	

2 歳出

(単位：円)

款	項	目	当初予算額	補正額	予算現額	支出済額	不用額	備考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	250,000	0	250,000	105,560	144,440	・委員報酬 99,200 ・会議時お茶代等 6,360
	2 事務費	1 事務費	250,000	0	250,000	210,504	39,496	・収入印紙代 141,400 ・振込手数料 20,664 ・通信費 37,220 ・消耗品（封筒） 11,220
2 事業費	1 事業費	1 事業費	135,275,746	0	135,275,746	124,359,898	10,915,848	・運転免許返納事業 466,270 ・デマンド交通運行事業委託費 41,164,966 ・循環バス（東、西、南）運行事業委託費 49,078,027 ・循環バス（通勤通学、市役所本庁・病院）運行事業委託費 28,826,202 ・その他の経費（バスロケ使用料、予備車両、運行準備経費等） 4,824,433
3 予備費	1 予備費	1 予備費	1,000	0	1,000	0	1,000	
計			135,776,746	0	135,776,746	124,675,962	11,100,784	

収入合計 135,775,790円

支出合計 124,675,962円

収入支出差引 11,099,828円（市へ戻し入れ）

令和2年6月16日

古河市公共交通活性化会議


会長 針谷 力

監 査 報 告 書

令和元年度古河市公共交通活性化会議の収支決算について、関係帳簿並びに証拠書類に基づき監査を実施したところ、いずれも決算書のとおり相違なく適正に処理されたことを認めます。

令和2年 6月 15日

古河市公共交通活性化会議

監 査 那 須 和 弥 

監 査 川 島 正 廣 

議案第3号

令和2年度古河市公共交通活性化会議事業計画（案）について

期 日	区 分	場 所	内 容
4月～3月			<ul style="list-style-type: none"> ・デマンド交通「愛・あい号」運行 ・循環バス「ぐるりん号」運行 ・高齢者免許返納支援事業運用
4月以降 随時	分科会（ワーキングチーム）会議		<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通網形成計画に基づく事業実施に向けた検討
6月下旬	第1回 活性化会議	書面協議	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度事業報告及び歳入歳出決算について ・令和2年度事業計画及び歳入歳出予算について ・地域公共交通網形成計画に基づく実施事業評価
7月下旬 （予定）	第2回 活性化会議	未定	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について
10月上旬	第3回 活性化会議	総和庁舎 特別会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・古河市循環バス（道の駅・三和庁舎コース）の一部ルート変更について ・地域公共交通網形成計画に基づく事業実施について
1月中	第4回 活性化会議	総和庁舎 特別会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）（案）について ・運行事業規程の一部改正について
2月中旬～ 3月中旬	公共交通利用者アンケートの実施	ぐるりん号 及び愛・あい号車内配布	<ul style="list-style-type: none"> ・「ぐるりん号」利用者アンケート ・「愛・あい号」利用者アンケート

令和2年6月16日提出

古河市公共交通活性化会議

会 長 針 谷 力

議案第4号

令和2年度古河市公共交通活性化会議歳入歳出予算（案）について

1 歳入

(単位：円)

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	152,105,254	135,775,746	16,329,508	<ul style="list-style-type: none"> ・市活性化会議負担金 500,000 円 ・運転免許証自主返納支援事業負担金 3,600,000 円 ・デマンド交通運行事業市負担金 52,956,000 円 ・循環バス運行事業市負担金 (福祉の森・病院、西、南コース) 53,566,000 円 (通勤通学、総和庁舎・病院コース) 30,084,422 円 (道の駅・三和庁舎コース) 10,322,000 円 ・その他の経費に係る負担金 (バスロケ使用料、修繕、予備車両等) 1,076,832 円
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	0	0	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	0	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	1,000	1,000	0	預金利子
計			152,106,254	135,776,746	16,329,508	

2 歳出

(単位：円)

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較	備考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	250,000	250,000	0	委員報酬等
	2 事務費	1 事務費	250,000	250,000	0	印紙代、通信費等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	151,605,254	135,275,746	16,328,508	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証自主返納支援事業費 3,600,000 円 ・ デマンド交通運行事業委託費 50,956,000 円 ・ 循環バス運行事業委託費 (福祉の森・病院、西、南) 53,566,000 円 (通勤通学、総和庁舎・病院) 30,084,422 円 (道の駅・三和庁舎) 10,322,000 円 ・ その他の経費 (バスロケ使用料、修繕、予備車両等) 1,076,832 円
3 予備費	1 予備費	1 予備費	1,000	1,000	0	
計			152,106,254	135,776,746	16,328,508	

※予算相互間での流用は、これをできるものとする。

収入合計 152,106,254円

支出合計 152,106,254円

収入支出差引 0円

令和2年6月16日提出

古河市公共交通活性化会議

会長 針谷 力

議案第5号

古河市地域公共交通網形成計画実施事業の評価について

◎ 適切に実施 ○ 一部事業未実施 △ 検討・調整段階 × 未検討・未調整

No.	実施事業名	具体的事業内容	実施時期	令和元年度の事業結果概要
1	古河駅駅前広場の環境整備及び交通結節機能の強化	古河駅駅前広場の交通処理の見直し・改善	R 6以降	○ 循環バス新コース発着場所は、ダイヤ調整により、従来コースのバス乗り場と兼ね、スペースを確保した。 初めて古河駅を利用する方のため、駅構内に循環バス乗り場案内表示を掲示した。
		乗り換え情報等の案内表示板の設置	順次実施	
2	(仮) 南古河駅実現に向けた取組み推進	期成同盟会による鉄道事業者への要望活動	実施	△ 令和2年3月、JR東日本大宮支社へ、郵送により要望書提出を行った。 令和2年2月、「まちづくり報告会・意見交換会」を開催するなど、地域住民との意見交換を行った。
		地域住民との意見交換会の実施	実施	
3	路線バスの再編・充実	拠点間を結ぶ路線の充実	R 6以降	△ 各事業者から運行実績等のデータを収集し、検討を開始した。 ルート再編に必要な予算等について、検討を開始した。 各事業者から運行実績等のデータを収集し、検討を開始した。
		西南医療センターへのアクセス強化	R 3以降	
		需要に応じたダイヤ編成	R 5以降	
4	循環バスの再編・運行形態の見直し等	ルートの見直し	R 2以降	◎ 市民ニーズに合った効率的かつ効果的な運行となるよう、見直しを行った。 朝の便を前倒し運行、大型商業施設への乗り入れ等、市民ニ
		朝夕ピーク時及び昼時間帯のニーズに対	R 2以降	

No.	実施事業名	具体的事業内容	実施時期	令和元年度の事業結果概要	
		応じた再編			ズに対応した再編を実施した。
		土休日、年末年始の運行見直し	R 2 以降		通勤通学コースは土休日ダイヤを設定、全6コースについては年末年始6日間を運休とした。
		古河駅～道の駅～三和庁舎への乗り入れ	R 2 以降		三和地区から古河駅方面への移動ニーズへの対応、及び道の駅への観光客等の利便性向上を目的とした新コースを開設した。
		需要に応じた運行形態への見直し	順次 実施		地域の実情に見合う運行形態導入のため、研修に参加し、必要な情報収集を行った。
5	デマンド交通のサービス充実	古河地区住民の交通結節点からのデマンド利用拡大	R 2 以降	○	事業実施に向けたシステム改修等について、調査・検討を開始した。
		乗り継ぎポイントの見直し	R 2 以降		道の駅・三和庁舎コース開設に伴い、三和庁舎を乗り継ぎポイントとして設定した。
		乗合率向上促進策の実施	R 3 以降		事業実施に向けたシステム改修等について、調査・検討を開始した。
6	主要施設敷地内への乗り入れ	主要施設敷地内への乗り入れ(新規・増便)	R 3 以降	△	安全に敷地内に乗り入れする環境調査・検討を行った。
7	交通結節点及び主要バス停の待合環境の整備	交通結節点及び利用者の多い主要なバス停における待合環境の整備	順次 実施	△	バス停周辺住民や事業所との調整に努め、都市整備部門との連携・調整を行った。
8	サイクル&バスライド、パーク&ライドの促進	サイクル&バスライド用駐輪場の整備	順次 実施	△	研修参加や、導入事例の視察等を行い、必要な情報収集・検討を行った。
		自転車搭載バスの導入検討			

No.	実施事業名	具体的事業内容	実施時期	令和元年度の事業結果概要	
		パーク＆ライド用駐車場の確保の促進			
9	総合的な公共交通ガイドブック作成	ルート、バス停、ダイヤ、乗り方、運賃などについて掲載	R 2 以降	△	ガイド作成のための予算や財源等について検討を行った。
10	バスロケーションシステムの導入拡大及びシステム利用のPR	路線バスへのバスロケーションシステムの導入	R 3 以降	△	事業実施に向け、調査・検討を開始した。
		バスロケーションシステムの利用PR	実施		事業再編により更新した「公共交通ご利用案内」や広報・HP等において、継続してPRを実施している。
11	外出支援のためのモデルルートの提供	外出の移動モデルプログラムの作成・配布	R 2 以降	△	事業実施に向け、調査・検討を開始した。
		マイ時刻表の作成	R 2 以降		
12	自動車運転免許返納者への循環バス、デマンド交通の利用券の配布	循環バス、デマンド交通の利用券の配布	R 1 以降	◎	令和元年 10 月以降、受付及び一人 12,000 円分のサービス提供を開始し、247 件交付した。
13	適正な運賃改定	循環バスの運賃改定	順次 実施	○	開設した「道の駅・三和庁舎コース」においては、走行距離に応じ、運賃設定を行った。
		赤字路線バスにおける適正な受益者負担に基づく運賃設定の見直し要請	順次 実施		継続して運賃設定の見直し要請を行う。
14	市民の公共交通利用意識を高める取り組み	公共交通利用促進啓発活動の実施	順次 実施	○	年 4 日間「ぐるりん号無料の日」を実施し、公共交通利用促進に努めた。
		循環バス等見直し基準の設定及び利用実績公表	R 2 以降		見直し基準策定のための実績収集及び公表を行った。また、事業者からのヒアリングを随

No.	実施事業名	具体的事業内容	実施時期	令和元年度の事業結果概要	
					時行い、利用状況の把握に努めた。
15	バスの乗り方教室の実施	子どもや高齢者を対象としたバスの乗り方教室の実施	検討実施	△	イベント等の活用による事業実施の検討をした。
16	福祉施策との連携	福祉施策との棲み分けの協議・連携	順次実施	△	利用者アンケートの実施により、利用者及び利用状況の把握に努めた。

令和2年6月16日

古河市公共交通活性化会議

会長 針谷 力

認定第1号

古河市公共交通活性化会議財務及び会計に関する規程の一部改正の 専決処分の報告及び承認を求めることについて

1 改正理由

古河市の令和2年度組織機構改編に伴い、公共交通所管課が総務課から交通防犯課に移管されたことに伴い、古河市公共交通活性化会議財務及び会計に関する規程の一部を改正する。

2 改正内容

3 施行日

令和2年4月1日

4 改正文

参考資料2のとおり

令和2年6月16日

古河市公共交通活性化会議
会 長 針 谷 力

認定第1号関係参考資料1

古河市公共交通活性化会議財務及び会計に関する規程

改正前	改正後
<p>古河市公共交通活性化会議財務及び会計に関する規程</p> <p style="text-align: right;">平成20年3月27日 制定</p> <p>第1条～第7条 略 (出納員)</p> <p>第8条 会長は、活性化会議に出納員を置き、要綱第9条の規定に基づき活性化会議の庶務を処理する総務課の長をもって充てる。</p> <p>2 略</p> <p>第9条～第12条 略</p> <p>附 則 この規程は、平成20年3月27日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成22年6月14日から施行する。</p> <p>附則 この規程は、平成24年6月22日から施行する。</p> <p>別表 略</p>	<p>古河市公共交通活性化会議財務及び会計に関する規程</p> <p style="text-align: right;">平成20年3月27日 制定</p> <p>第1条～第7条 略 (出納員)</p> <p>第8条 会長は、活性化会議に出納員を置き、要綱第9条の規定に基づき活性化会議の庶務を処理する[]課の長をもって充てる。</p> <p>2 略</p> <p>第9条～第12条 略</p> <p>附 則 この規程は、平成20年3月27日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成22年6月14日から施行する。</p> <p>附則 この規程は、平成24年6月22日から施行する。</p> <p>附則 この規程は、[]から施行する。</p> <p>別表 略</p>

認定第1号関係参考資料2

古河市公共交通活性化会議財務及び会計に関する規程を次のように定める。

令和2年6月16日

古河市公共交通活性化会議 会長 針 谷 力

古河市公共交通活性化会議財務及び会計に関する規程の一部を改正する規程

古河市公共交通活性化会議財務及び会計に関する規程の一部を次のように改正する。

第8条中「総務課」を「公共交通主管課」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

古河市公共交通利用者アンケート結果報告について

1 目的

古河市公共交通の利便性向上及び運行改善のため

2 対象事業

古河市循環バス「ぐるりん号」、古河市デマンド交通「愛・あい号」

3 実施期間

令和2年2月17日～3月13日

4 配布及び回収方法

車内にて乗務員が配布、返信用封筒で郵送回収

5 回収件数及び回答内容 ※ 回答内容は一部抜粋

① 古河市循環バス「ぐるりん号」 配布数600部のうち112件回収（回収率：18.66%）

■ 利用回数 (単位：人)

	ほぼ毎日	週1～2回	月1～2回	年に数回	今回初めて	無回答	合計
利用回数	31	56	16	8	0	1	112

■ 満足度 (単位：人)

	とても満足	満足	普通	悪い	非常に悪い	分からない	合計
運行本数	2	7	40	31	27	5	112
運行時間帯	3	8	46	30	19	6	112
運行区域	7	15	57	17	8	8	112
バス停の位置	12	23	53	9	3	12	112
運賃	37	37	25	5	2	6	112
バスの待合環境	4	11	68	18	3	8	112
鉄道との乗り継ぎ	3	6	48	30	4	21	112
安全運転	37	31	29	6	4	5	112
運転手の応対	29	36	32	10	4	1	112

② 古河市デマンド交通「愛・あい号」 配布数 400 部のうち 175 件回収 (回収率: 43.75%)

■ 利用回数 (単位: 人)

	ほぼ毎日	週1~2回	月1~2回	年に数回	今回初めて	無回答	合計
利用回数	20	72	61	12	7	3	175

■ 満足度 (単位: 人)

	とても満足	満足	普通	悪い	非常に悪い	分からない	合計
運賃	52	57	47	5	0	14	175
始発便の時間	40	55	51	2	0	27	175
終発便の時間	22	42	48	29	2	32	175
予約の取りやすさ	29	34	52	30	7	23	175
運行区域	28	38	53	24	2	30	175
安全運転	69	51	34	2	0	19	175
オペレーターの対応	71	47	34	4	1	18	175
運転手の対応	63	53	40	1	0	18	175

令和2年6月16日

古河市公共交通活性化会議

会長 針谷 力

古河市循環バス停留所の設置場所一部移設について

1 該当コース及び停留所

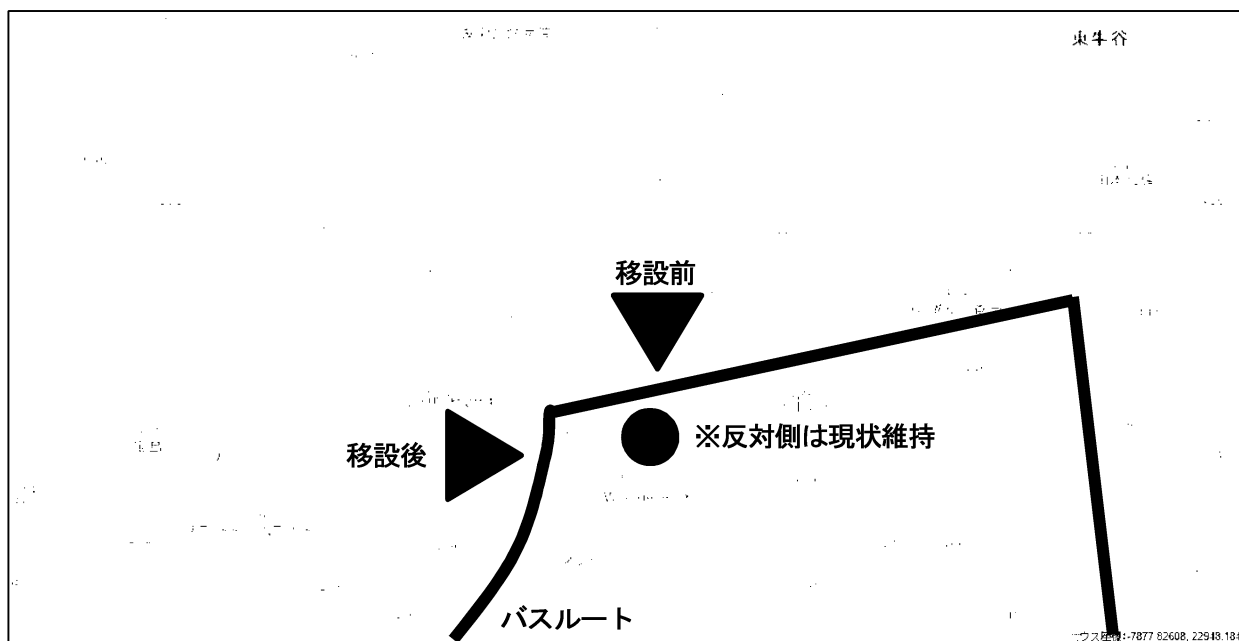
総和庁舎・病院コース No.10 東牛谷新田（1方向のみ）

2 移設理由

当該停留所は国道125号線沿いの路側帯上に位置しており、利用者の安全確保が難しいため。反対側の停留所については、歩道内に設置されている。

3 移設位置

民地内（地権者了解済み）、下図参照



4 移設日

令和2年5月12日（火）

古河市公共交通活性化会議設置要綱

平成 20 年 2 月 25 日
告示第 47 号

(設置)

第 1 条 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス、タクシー等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、及びそれらの事項に関する事業を行うため、古河市公共交通活性化会議(以下「活性化会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 活性化会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市の公共交通政策の推進に関する協議。
- (2) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の形態及び運賃、料金等に関する協議。
- (3) 道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業に関する協議。
- (4) 生活交通の調査等に関すること。
- (5) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき策定される地域公共交通網形成計画等の策定に係る協議に関すること。
- (6) 地域公共交通総合連携計画及び前号の協議を経て策定された計画の推進及びこれらの計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、活性化会議の運営方法その他活性化会議が必要と認めること

(組織)

第 3 条 活性化会議の委員(以下「委員」という。)は、21 人以内で組織する。

2 委員は、市長及び次に掲げる者で市長の委嘱又は任命を受けたものをもって充てる。

- (1) 市民又は公共交通の利用者の代表者
- (2) 学識を有する者
- (3) 国及び県の関係行政機関の代表者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の代表者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者
- (6) 市の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合

における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 活性化会議に会長及び副会長を1人置く。

2 会長は、市長とし、副会長は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、活性化会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 活性化会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

5 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

(幹事会)

第7条 活性化会議は、第2条各号に規定する所掌事項その他活性化会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、必要に応じて幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第8条 活性化会議は、活性化会議に提案する事項について協議又は調整を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第9条 委員は、活性化会議で協議が整った事項については、その協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(経費の負担)

第10条 活性化会議の運営に関する経費は、市その他の団体等からの負担金及び国からの補助金その他の収入をもって充てる。

(庶務)

第11条 活性化会議の庶務は、公共交通主管課において処理する。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成20年2月25日から施行する。

附 則（平成22年告示第113号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第152号）

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第100号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第229号）

（施行期日）

1 この告示は、平成29年8月2日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の古河市公共交通活性化会議設置要綱の規定により委嘱又は任命を受けた古河市公共交通活性化会議の委員（以下「現委員」という。）は、この告示による改正後の古河市公共交通活性化会議設置要綱の規定により委嘱又は任命を受けた古河市公共交通活性化会議の委員とみなし、その任期は、現委員としての残任期間とする。

古河市公共交通活性化会議財務及び会計に関する規程

平成 20 年 3 月 27 日 制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、古河市公共交通活性化会議設置要綱（平成 20 年告示第 47 号。以下「要綱」という。）第 10 条の規定に基づき、古河市公共交通活性化会議（以下「活性化会議」という。）の財務及び会計に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会計年度)

第 2 条 活性化会議の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

(予算)

第 3 条 活性化会議の予算（以下「予算」という。）は、古河市その他の団体等からの負担金、国からの補助金その他の収入をもって歳入とし、活性化会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

(予算の承認)

第 4 条 活性化会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、活性化会議に諮り承認を受けなければならない。

2 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに活性化会議に諮り承認を受けなければならない。

(予算区分)

第 5 条 歳入予算及び歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 当該年度において臨時又は緊急を要する場合で、かつ特別な理由があるときは、別表に定める以外の項及び目を定めることができる。この場合において、会長は、次の活性化会議に報告しなければならない。

(予算の流用及び予備費の充用)

第 6 条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、古河市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、次の活性化会議に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第 7 条 活性化会議の出納は、会長が行う。

2 活性化会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(出納員)

第 8 条 会長は、活性化会議に出納員を置き、要綱第 9 条の規定に基づき活性化会議の庶務を処理する公共交通主管課の長をもって充てる。

2 出納員は、会長の命を受けて出納、保管その他必要な会計事務をつかさどるものとする。

(収入及び支出の手続)

第9条 活性化会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、古河市の例により行うものとする。

2 出納員は、次の簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(監査)

第10条 会長は、活性化会議の委員のうちから監査2人を指名するものとする。

2 監査は、活性化会議の会計監査を行い、監査結果を活性化会議に報告する。

(決算等)

第11条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、活性化会議の決算を調製し、活性化会議に諮り承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、前条に規定する監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により活性化会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに古河市長に送付しなければならない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月14日から施行する。

附則

この規程は、平成24年6月22日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第4条第1項関係)

1 歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金

4 諸収入	1 諸収入	1 雑入
-------	-------	------

2 歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

令和2年度 第1回古河市公共交通活性化会議委員名簿

【活性化会議委員】

※敬称略・順不同

No.	所 属	役 職	氏 名	備考
1	古河市	市 長	針 谷 力	
2	古河市	副市長	青 木 善 和	
3	古河市議会	議 長	園 部 増 治	
4	古河市行政自治会	副会長	蜂 須 誠 司	
5	古河市老人クラブ連合会	会 長	那 須 和 弥	
6	古河商工会議所	副会頭	川 島 正 廣	
7	古河市商工会	会 長	石 川 康 夫	
8	東洋大学国際観光学部国際観光学科	教 授	古 屋 秀 樹	
9	国土交通省関東運輸局交通政策部	交通企画課長	村 田 智 紀	
10	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	鈴 木 裕 一	(企画調整)
11	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	牧 瀬 成 博	(輸送)
12	茨城県政策企画部	交通政策課長	中 村 浩	
13	茨城県境工事事務所	道路管理課長	東ヶ崎 祐 二	
14	古河警察署	交通課長	東 直 人	
15	茨城県バス協会	専務理事	澤 畠 政 志	
16	茨城県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	服 部 透	
17	ジェイアールバス関東(株)佐野支店古河営業所	所 長	中 川 行 雄	
18	茨城急行自動車株式会社	常務取締役	信 清 智 之	
19	古河ハイヤー運営協議会	会 長	日 暮 光 吉	
20	朝日自動車株式会社	運輸部課長	田 沼 健 一	
21	茨城急行バス労働組合	執行委員長	坂 新 一	

【活性化会議事務局】

No.	所 属	役 職	氏 名	備考
1	古河市役所総務部	部 長	田 中 秀 明	
2	古河市役所総務部交通防犯課	課 長	安 田 和 彦	
3	古河市役所総務部交通防犯課	課長補佐兼係長	樋 口 和 久	
4	古河市役所総務部交通防犯課	主 幹	落 合 友 哉	
5	古河市役所総務部交通防犯課	主 幹	竹 村 周 平	